

利根川・江戸川流域治水プロジェクト【中間とりまとめ】（利根川下流区間）（案）の作成及び公表等について

1. 9月末までに公表する流域治水プロジェクトの名称の変更について

令和2年8月7日(金)に開催いたしました第1回利根川下流流域治水協議会の資料2では、令和2年9月末までに「流域治水プロジェクト（案）」を公表するとしておりましたが、全国レベルでの名称を統一して「流域治水プロジェクト【中間とりまとめ】」に変更いたしました。これを受けて、利根川下流区間の名称を「利根川・江戸川流域治水プロジェクト【中間とりまとめ】（利根川下流区間）」とします。

2. 利根川・江戸川流域治水プロジェクト【中間とりまとめ】（利根川下流区間）（案）の作成について

利根川・江戸川流域治水プロジェクト【中間とりまとめ】（利根川下流区間）（案）について、「河川における対策」、「流域における対策」及び「ソフト対策」は、下表により記載させていただいております。

対策の種類	根拠とする計画等	抽出の考え方
河川における対策	・利根川・江戸川河川整備計画	整備計画のうち主要な事業
流域における対策	・第1回協議会開催前に各構成員より提出いただいた取組 ・減災対策協議会※取組方針	構成員機関の多くで取り組まれている事項、先行的と思われる事項を中心
ソフト対策	・減災対策協議会※取組方針 ・構成員からの取組に関する情報	

※「減災対策協議会」＝「利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」

今後、利根川下流流域治水協議会で議論を行い、令和3年3月までに予定しております最終とりまとめにおいて、取組事項（事項の変更を含む）、取組内容、目標、役割分担等詳細をまとめる予定です。

3. 第2回利根川下流流域治水協議会（書面会議）後の対応について

第2回協議会（書面会議）で「資料2 利根川・江戸川流域治水プロジェクト【中間とりまとめ】（利根川下流区間）(案)」の内容について、修正のご意見をいただいた場合、事務局で検討させていただき、修正案を照会いたします。ただし、軽微な事項と判断される事項につきましては、照会をしない場合もあります。

また、他河川との調整等で修正を行う場合（3で記述する一級河川指定区間の施策を追加する場合で、直轄管理区間分の修正がない場合を除く。）は、

その程度に応じて、再度、照会させていただく場合があります。

4. 流域治水プロジェクト中間とりまとめの公表について

流域治水プロジェクト中間とりまとめは、令和2年9月末までに全国の一級河川で公表される予定です。利根川下流は、利根川上流、江戸川、烏川・神流川を加えた、利根川・江戸川流域治水プロジェクト中間とりまとめの一部として公表されることとなっております。利根川水系の他河川（渡良瀬川、鬼怒川・小貝川、霞ヶ浦（常陸利根川））は別途公表される予定です。

また、一級河川指定区間（県管理区間）につきましては、国土交通大臣直轄管理区間の記述に追加して公表する方向です。指定区間の記載内容については、利根川下流流域治水協議会の対象外です。（なお、将来的には、主要な指定区間も対象に含める可能性もあります。）

以上の件につきまして、ご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。